第２編

# 全 体 構 想

# 第１章
# 都市づくりの目標と方針

## １　都市づくりの目標の考え方

都市づくりの目標は、仙北市総合計画に描かれたまちづくりを実現するために必要な都市計画の役割を示す。特に、本市の強みである観光産業の発展を視野に入れ、定住促進と交流拡大を目指したものとする。

| 仙 北 市 総 合 計 画 | |
|---|---|
| 目　標　期　間 | 平成 18～27 年度 |
| 将　来　像 | **“観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして”**<br>数々の優れた資源と恵まれた立地を活かすとともに、観光産業を農林業や商工業と並んだ大きな軸として捉え、それぞれの産業の有機的な連携を図り、ここに暮らす人々とここに訪れる人々がお互いの交流を深め、心身を癒すことのできる「まち」をめざす。 |
| まちづくりの理念 | **□観光産業を活かしたまちづくり**<br>観光産業と特色のある農林業や多様な商工業の連携により、1千万人の観光客（「テンミリオン計画」）が訪れるまちをめざす。 |
| | **□歴史と文化が息づくまちづくり**<br>先人が残してきた歴史と伝統を大切にし、後世に伝えるまちをめざす。 |
| | **□ふるさとを愛し、誇れる人づくり**<br>地域を守り、さらに発展させていくために、ふるさとを愛する人づくり、ふるさとを誇れる人づくりに努める。 |
| | **□誰もが安心して暮らせるまちづくり**<br>福祉･医療体制の充実を図るとともに、生活基盤や防犯･防災体制を整備し、誰もが安心して暮らせるまちをめざす。 |

| 目　標　指　標 | |
|---|---|
| | **～定住人口3万人～**<br>子育て支援をはじめとする少子化対策や雇用環境の改善等の定住化対策を強力に進めるとともに、農林業の振興等による第１次産業従事者の確保対策、企業誘致の促進や観光産業の振興策による雇用の場の拡充、市街地活性化対策による商業振興等に取り組み、定住人口３万人の維持を目標に施策の展開を図る。<br> 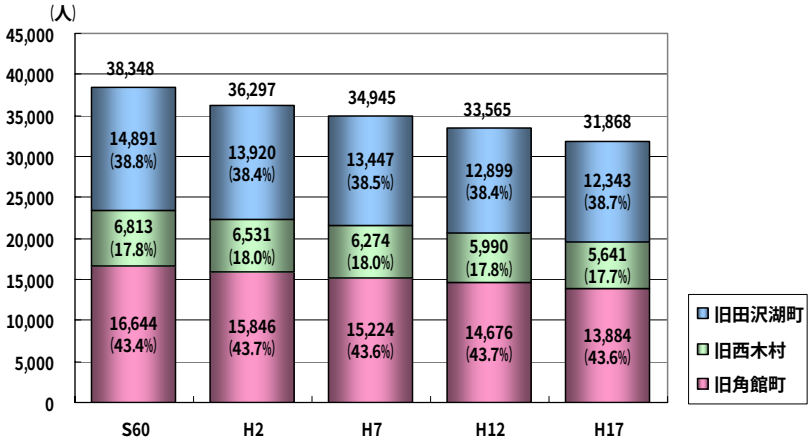 <br> |
| | **～交流人口1千万人～**<br>観光産業と他産業の連携を図るとともに、本市の持つ多様な資源を十分に活かし、多くの人が訪れるまちづくりを進め、交流人口１千万人のまちをめざす。<br> 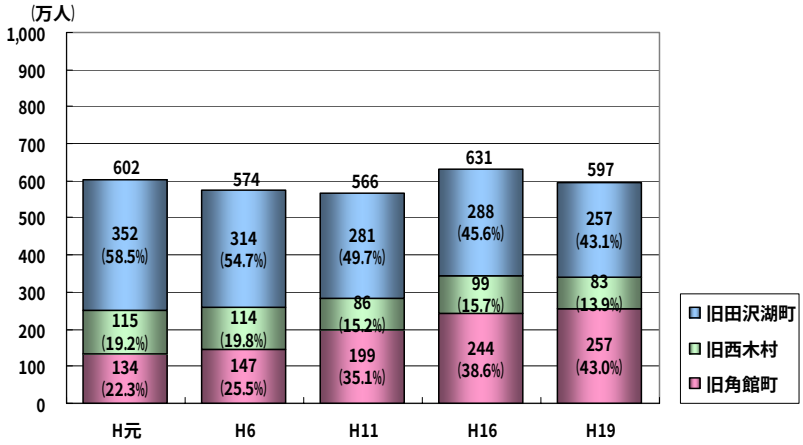 <br> |

## 2　都市づくりの目標と方針

本市の都市づくりの目標と方針を次のとおり定める。

表:都市づくりの目標と方針

| 都市づくりの目標 | 都市づくりの方針 |
|---|---|
| ***①交流を創出する「顔」をつくる*** | ◆交流の玄関口（新幹線駅周辺）の強化<br>◆多様で特色ある交流を促す拠点の強化<br>◆城下町の風情を活かした町並みと自然豊かな農山村・田園風景の保全と形成 |
| ***②活力を生む都市と農村の「連携・交流軸」をつくる*** | ◆「暮らし」と「もてなし」の広域連携<br>◆広域的な道路ネットワークの強化<br>◆生活交通と観光交通の充実 |
| ***③地域の「資源・資産」を守り、活かす*** | ◆自然・歴史・文化資源の保全と活用<br>◆都市基盤や公共公益施設等の有効活用 |
| ***④誰もが「暮らしやすい定住環境」をつくる*** | ◆身近な生活環境の改善<br>◆安全・安心な暮らしの確保<br>◆多様な居住ニーズへの対応<br>◆豊かな暮らしを支える産業基盤の強化 |
| ***⑤人を育み、助け合いにより「自立した地域」を築く*** | ◆相互扶助による地域づくりの促進<br>◆市民・事業者・行政等の協働による推進体制の構築 |

## *都市づくりの目標１：交流を創出する「顔」をつくる*

北東北３県のほぼ中央に位置する本市は、田沢湖や武家屋敷をはじめとした観光資源に恵まれ、交通アクセスの面でも秋田新幹線の乗降駅が２つあるなど、極めて優位な条件を有する。人口減少が続く本市にとって、これらの観光資源を活かした交流人口の拡大は、様々な効果を生み出すことから、各地域の個性を磨き、市民のもてなしの心をもって、総合的な魅力を発信し、交流拠点都市としてふさわしい顔を形成していく。

### 都市づくりの方針：

**◆交流の玄関口（新幹線駅周辺）の強化**

秋田新幹線の角館駅、田沢湖駅を交流の玄関口として魅力ある空間を形成するため、季節ごとに異なる魅力の情報発信やイベントの開催などによる広場の有効活用を図る。

**◆多様で特色ある交流を促す拠点の強化**

多様で特色ある交流を促すため、武家屋敷通りや桧木内川堤、田沢湖畔、温泉地などの環境保全や交通アクセスの充実、歩行空間の整備などを図る。

また、農山村文化を活かしたグリーンツーリズムなどを促進するため、優良農地の保全や遊休農地の積極的な活用を図る。

**◆城下町の風情を活かした町並みと自然豊かな農山村・田園風景の保全と形成**

武家屋敷通りや桧木内川堤は、それぞれ国の重要伝統的建造物群保存地区の選定や天然記念物・名勝の指定を受けている。これらの城下町の風情を活かして、個性ある町並みの形成を図る。

また、田沢湖畔や秋田駒ケ岳周辺、秋田内陸縦貫鉄道沿いなどの優れた農山村・田園風景を保全し、さらに育成していく。

## *都市づくりの目標２：活力を生む都市と農村の「連携・交流軸」をつくる*

本市は、広大な山岳地域を抱えており、その隙間を縫うように流れる玉川や桧木内川に沿って小規模の市街地や集落が点在している。それぞれの地域の活力を持続させていくためには、自助努力だけでなく、地域特性を活かした連携・交流により、共生・共存していくことが必要であることから、周辺都市を含めた地域間のつながりを強化していく。

### 都市づくりの方針　：

**◆「暮らし」と「もてなし」の広域連携**

市民の暮らしや観光客へのもてなしを充実させるため、市内だけでなく、大仙市や秋田市、盛岡市などを含めた広域的な視点で役割分担し、相互の連携を図る。

**◆広域的な道路ネットワークの強化**

北東北の産業・経済、観光、防災・医療などの連携・交流により、本市がさらなる発展を遂げるため、日本海と太平洋を結ぶ秋田・岩手地域連携軸である国道 46 号の強化を図る。

また、秋田県内の南北を結ぶ内陸連携軸である国道 105 号・341 号の強化を図り、広域的な道路ネットワークの確立を図る。

さらに、市街地や主要な観光地から、広域的な道路ネットワークへのアクセスの強化を図る。

**◆生活交通と観光交通の充実**

公共交通は、高齢社会や過疎化が進む地域の生活交通として重要な交通手段であることから、利用ニーズにあわせた柔軟な公共交通施策の展開を図る。

また、角館駅や田沢湖駅から観光地までの 2 次交通アクセス、市内観光地間を結ぶ 3 次交通アクセスを確保するとともに、快適で円滑な移動を促す交通情報の提供を関係機関と協力して進める。

## *都市づくりの目標３：地域の「資源・資産」を守り、活かす*

人口減少、財政規模の縮小など厳しい都市経営が求められるなか、資源浪費型の都市づくりではなく、効果的・効率的な都市づくりを追求し、豊かな自然や歴史文化などの限りある「資源」や、これまでの整備により蓄積された都市基盤や公共公益施設などの「資産（ストック）」を維持し、最大限に活用していく。

### 都市づくりの方針　：

**◆自然・歴史・文化資源の保全と活用**

田沢湖畔や田沢湖高原等におけるリゾート施設や別荘などの開発は少なくなってきているが、優良な山林や農地の開発は虫食い的な土地利用を誘発し、自然災害や生活環境の悪化を招く恐れがあるため、引き続き自然環境の保全を図る。

また、温泉や農作物などの自然からの恵みを大事にしつつ、地域振興・観光振興に向けた有効活用を図る。

歴史・文化資源においては、貴重な文化財として保護されているものだけでなく、地域に根付く資源を含め、計画的な維持管理と活用を図る。

**◆都市基盤や公共公益施設等の有効活用**

魅力ある商店街や住宅地を形成するため、これまで市街地に整備してきた道路や下水道、公園などの都市基盤を有効に活用するとともに、空き家や空き地の積極的利用を促す。

また、思い出の潟学校や紙風船館、サボーカルチャーパークなどの交流拠点施設や、総合情報センターや総合開発センターなどの身近な公共公益施設の有効活用を図る。

## *都市づくりの目標４：誰もが「暮らしやすい定住環境」をつくる*

市民が安心して快適に暮らせる環境は、市民生活の基本的条件である。本市は、人口減少や少子高齢化、温泉などの自然環境を目的とした滞在・居住ニーズの増加など、暮らしを取り巻く環境が変化していることから、定住を促進するため、住み続けられる、住みたくなる環境を形成していく。

### 都市づくりの方針　：

**◆身近な生活環境の改善**

地域の身近な暮らしを支えるため､生活基盤が不十分な地域の改善に努めるとともに、地縁組織やボランティア組織、NPO 法人などとの協働により、きめ細かな生活サービスの提供を図る。

また、冬季においては、計画的に雪対策を進め、多様な主体の協力を得ながら、協働で住環境の確保に努める。

**◆安全・安心な暮らしの確保**

本市は、県内有数の豪雪地帯であることや、近年、大きな自然災害がみられることから、国・県と協力して危険箇所等の対策を図る。自然の猛威を完全に阻止することは不可能であることから、災害に備えて、避難所や避難路などの確保を徹底する。

また､広大な面積をもつ本市にとって､救急医療体制の充実は必須であるため､二次・三次救急医療機関へのアクセスを強化するとともに、日常生活における快適な通院手段を確保する。

**◆多様な居住ニーズへの対応**

次世代を担う子どもの育成や生き生きとした老後の生活を支援するため、公園・緑地などの身近な憩いの場の確保や、保育・教育施設、福祉施設等の環境整備を図る。

また、子どもや高齢者などの移動を支えるため、市民バスや秋田内陸縦貫鉄道などの公共交通が利用しやすい環境をつくる。また、駅や主要な公共公益施設などを結ぶゆとりある歩行空間の整備を図る。

本市への住み替えを促すため、居住ニーズを的確に把握し、計画的に受け皿を確保するとともに、住宅や土地の取得やその他生活サービスの支援に努める。

**◆豊かな暮らしを支える産業基盤の強化**

本市の商業機能を担う商店街等の利便性を向上させるため、誘客を促す道路の整備や駐車場の配置、公共交通の確保を図る。また、商店街のにぎわいを創出するため、関係団体との連携により、交流広場等の有効活用を進める。

また、若者の流出に歯止めをかけ、活力を維持していくために、秋田県や近隣市町と連携しながら、引き続き就業機会の創出に努めるとともに、広域的な道路ネットワークを活かした良好な産業用地の確保に向けた取り組みを進める。

## *都市づくりの目標５：人を育み、助け合いにより「自立した地域」を築く*

市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、安心して暮らし続けるためには、行政主体の取り組みだけでなく、地域と協働で取り組む必要がある。そのため、人材育成や情報提供など多面的に地域を支えながら、地域づくりの意識を高め、自立した地域の構築を促していく。

### 都市づくりの方針　：

**◆相互扶助による地域づくりの促進**

住み慣れた地域で安心かつ快適に暮らしていくため､住民相互の連帯感をさらに高め、各地域の特性に応じた地域活動を展開していくものとする。

特に本市は、高齢化が進み、雪深い地域も多いことから、地域が主体となって、高齢者生活の支援や冬季の除雪活動などを進めていくことが必要である。

また、地域の活力を高めるため、地域の人材や資源などを活かしながら、世代間や観光客との交流を進めていく。

**◆市民・事業者・行政等の協働による推進体制の構築**

市民の自主的な行動のもとに、 市民と行政が良きパートナーとして連携し､それぞれの知恵と責任において取り組んでいくため、市民の主体性がより発揮できる体制を構築する。

# 第２章 将来都市構造

## １　将来都市構造の考え方

将来都市構造とは、将来あるべき都市の骨格を示すものである。

本市の将来都市構造は、現状の都市構造を基本に強化していくものとする。

都市構造は、本市の広域的な位置づけや市内の人口・産業動向、公共公益施設の配置、交通流動などを勘案し、「土地利用」と「拠点形成」と「ネットワーク」で示す。

### （１）土地利用の考え方

土地利用は、生活空間の構成や地域運営の基本単位などの考え方を示すものである。

本市の土地利用は、市街地や集落とそれらを取り囲む自然環境との関係を保ち、共生と循環の都市づくりを進めることを基本とする。

**①身近な生活地区**

- 地域の助け合いや組織づくりなどが行われ、地域住民の生活を守るための基本単位「身近な生活地区」を形成する。

**②地域生活圏**

- 身近な生活地区の地区間連携を強化しながら、多様で柔軟なサービスを支え、暮らしに安定と向上をもたらす「地域生活圏」を形成する。

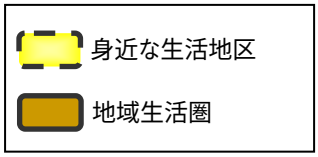


※「身近な生活地区」や「地域生活圏」を設定することは、生活や産業基盤の面的整備の観点だけでなく、住み慣れた地域での生活を継続していくため、参加･参画、協働の都市づくりの推進の観点においても重要となる。

## （2）拠点形成の考え方

拠点形成は、身近な生活地区と地域生活圏の拠点の考え方を示すものである。

**①生活交流拠点**

- 身近な生活地区には、地区住民の日常生活において必要な機能と周囲に抱える観光資源を活かした交流を促進する機能を担う「生活交流拠点」を形成する。

**②地域交流拠点**

- 機能が集積している角館地区と生保内地区においては、地域生活圏全体を支える中心的な機能を担う「地域交流拠点」を形成する。

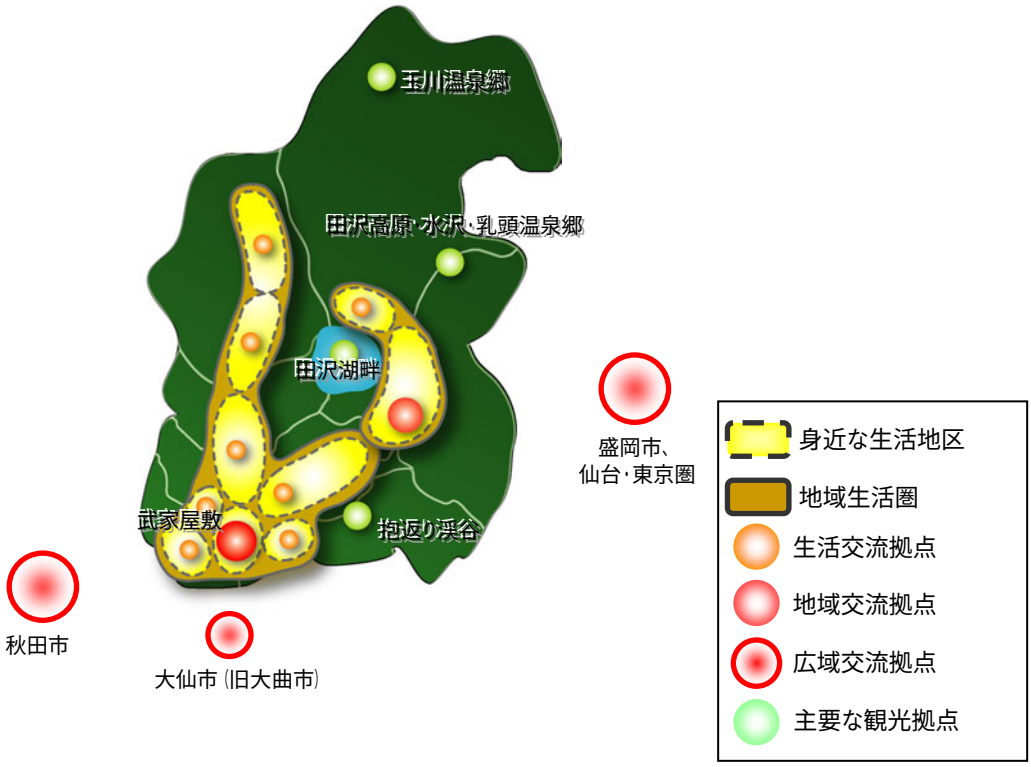

## （3）ネットワークの考え方

ネットワークは、拠点間の連携や市町間交流のネットワークの考え方を示すものである。

### ①広域交流軸

- 『暮らし』では、高度な機能を有する広域交流拠点（秋田市・盛岡市・大仙市）が地域交流拠点（角館地区・生保内地区）を支え、地域交流拠点が各地区の生活交流拠点を支えるものとする。
- 『もてなし』では、各拠点の特性を活かし、拠点相互で支えるものとする。
- これらの拠点間の機能連携を支えるための広域交通軸を形成する。

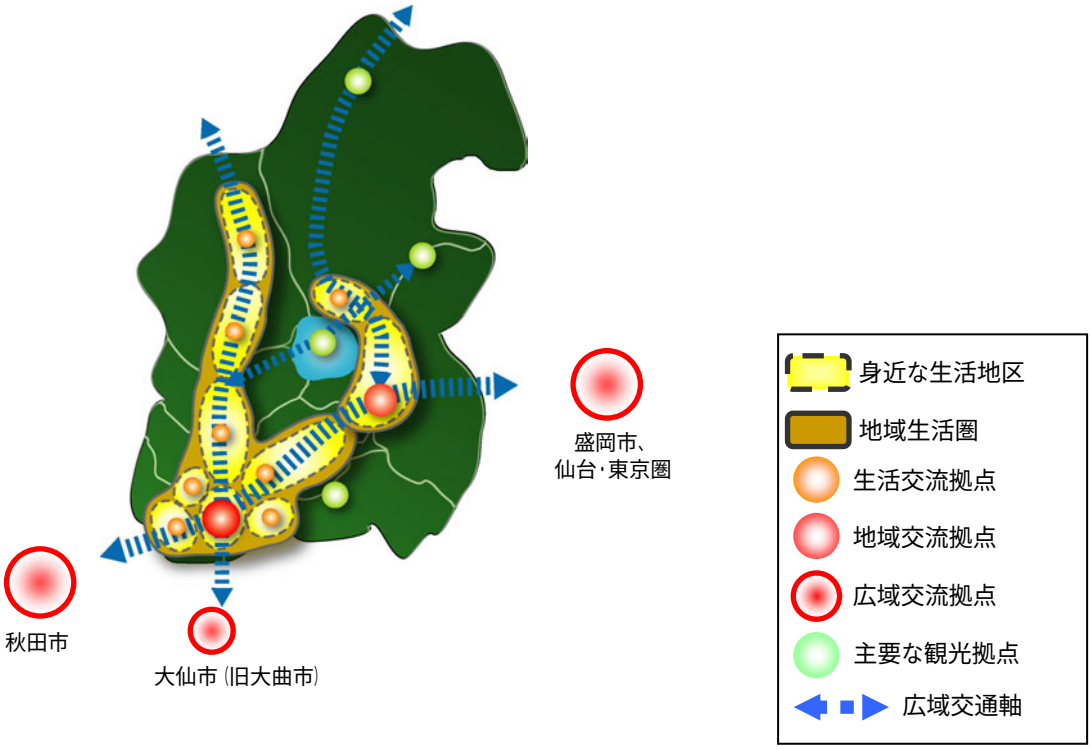

## 2　拠点機能の分担・連携イメージ

本市の地域・地区や他都市の拠点機能の分担・連携イメージを以下に示す。

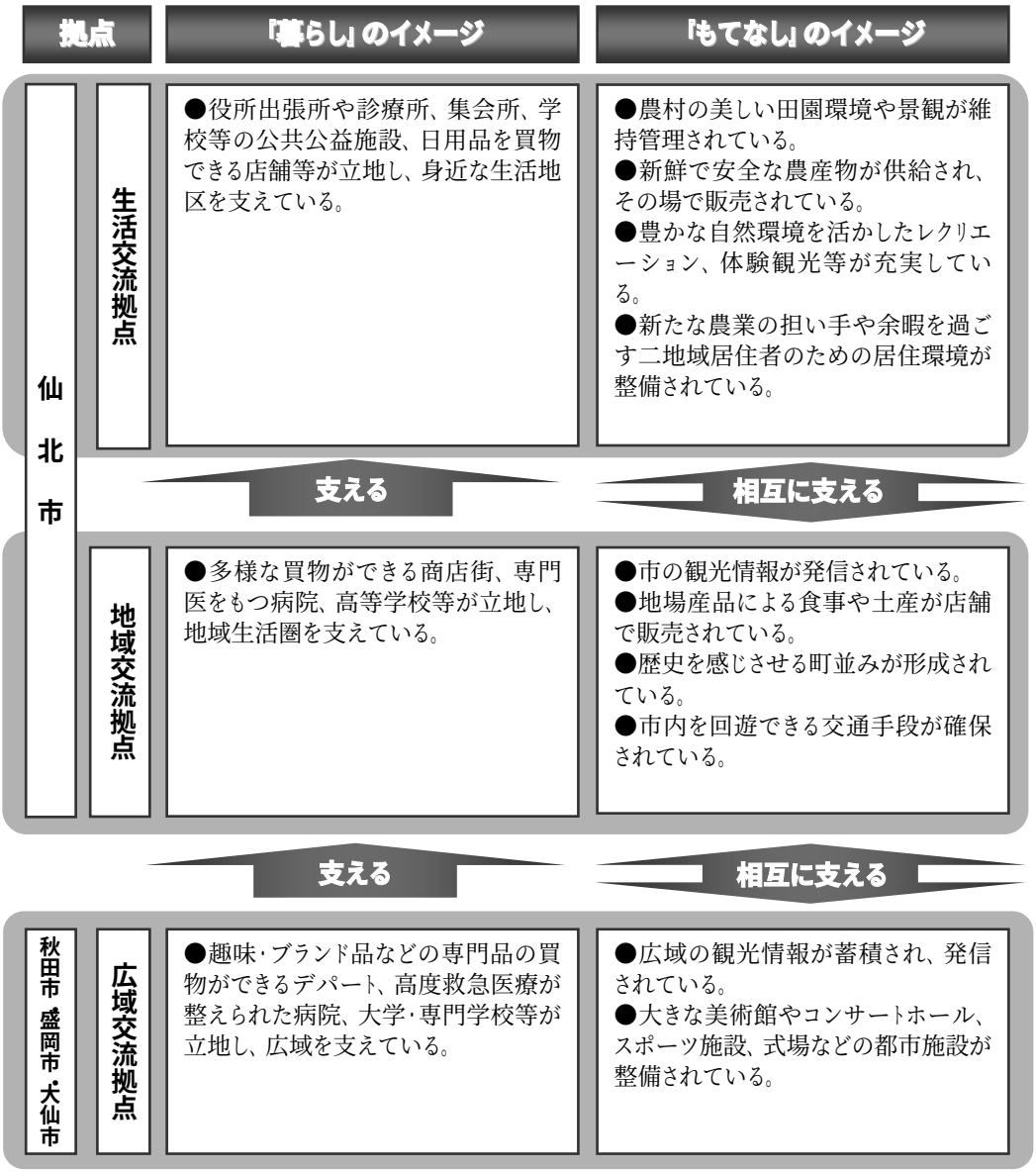


図:将来都市構造における拠点機能の連携･交流イメージ

(※上記はイメージであり、すべての拠点でこれらと同じ機能を担うわけではない。)

## 3　将来都市構造

土地利用、拠点形成、ネットワークの考え方を踏まえ、本市の将来都市構造図を以下に示す。

図:将来都市構造

# 第３章
# 分野別の方針・方策

本章では、都市づくりの方針や将来都市構造の考え方を、「土地利用」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「水道・生活排水処理」、「景観」の５つの分野に区分して整理し、具体的な方針・方策を示す。

表:分野別方針･方策の構成

| 分野 | 基本方針 | 個別方針・方策 |
|---|---|---|
| 土地利用 | **１－１　基本方針**<br>**◆　市街地機能の更新･集積**<br>**◆　集落機能の強化**<br>**◆　多様な役割を担う自然環境の保全と活用** | **１－２　都市地域の指定の考え方**<br>(1) 都市地域 (都市計画区域)<br>(2) 市街地 (用途地域)<br>**１－３　都市地域**<br>(1) 市街地<br>(2) 市街地周辺<br>**１－４　農村地域**<br>(1) 農住調和ゾーン (集落･農地)<br>(2) 環境保全ゾーン (山林･河川･湖等) |
| 道路・交通 | **２－１　基本方針**<br>**◆　都市や農村との連携･交流を促す道路ネットワークの構築**<br>**◆　誰もが利用しやすい公共交通の確保** | **２－２　道路**<br>(1) 広域幹線道路･主要幹線道路<br>(2) 都市幹線道路 (都市計画道路等)<br>(3) 生活道路 (その他の市道等)<br>(3) 安心･安全･快適･美しいみちづくり<br>(4) 雪に強いみちづくり<br>**２－３　公共交通** |
| 公園・緑地 | **３－１　基本方針**<br>**◆　利用ニーズに合った公園･緑地の整備と維持管理**<br>**◆　歴史資源や自然環境を活かした水･緑のネットワークの構築** | **３－２　公園・緑地**<br>(1) 街区公園･広場<br>(2) 総合公園･交流施設<br>(3) 自然公園･農村公園 |
| 水道・生活排水処理 | **４－１　基本方針**<br>**◆　水道水の安定供給**<br>**◆　人･まち･自然にやさしい生活排水処理** | **４－２　水道施設**<br>**４－３　生活排水処理施設**<br>(1) 公共下水道<br>(2) 農業集落排水事業<br>(3) 合併浄化槽 |
| 景観 | **５－１　基本方針**<br>**◆　計画的な景観形成と保全**<br>**◆　多様な主体の理解と協力の促進** | **５－２　景観**<br>(1) 景観形成および保全の計画<br>(2) 市街地景観<br>(3) 農山村･田園風景 |

# １　土地利用

## １-１　基本方針

### ①市街地機能の更新・集積

本市の市街地は、市街地内だけでなく、周辺集落の生活サービスを支える役割を担う地域交流拠点として、地域生活圏全体のニーズに対応できる機能へと更新させるため、公共公益施設の有効活用、産業基盤や交通機能の強化などを進めるとともに、利便性やにぎわい・活力を高めるため、機能集積を行っていく。

### ②集落機能の強化

集落の過疎化や高齢化が進行するなか、安心して暮らし、営むことができる環境を整えるため、生活基盤や公共公益施設などの適切な維持管理を行うとともに、地域ごとに柔軟な利活用を進めていく。

### ③多様な役割を担う自然環境の保全と活用

本市の土地利用は、田沢湖・抱返り県立自然公園や十和田・八幡平国立公園を代表とする広大な自然環境が大部分を占めており、環境面だけでなく観光面からみても、これらは貴重な資源であることから一体的に保全し、有効活用していく。

## 1-2　都市地域の指定の考え方

将来都市構造や土地利用の基本方針を踏まえ、都市地域（都市計画区域）や市街地（用途地域）の指定の考え方を以下に示す。

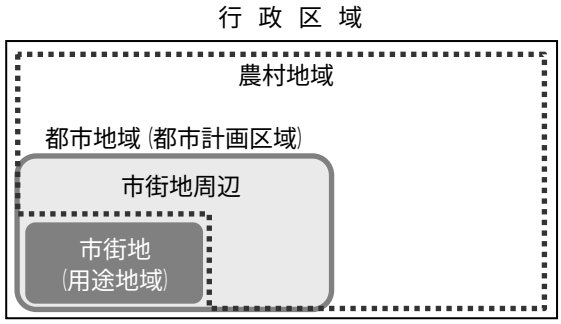


図：土地利用区分イメージ

### (1) 都市地域（都市計画区域）

本市には、現在、角館都市計画区域と田沢湖都市計画区域がある。これらは旧町ごとに指定された区域で、それぞれが総合的な整備、開発及び保全を進めてきた。

市町村合併した場合、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、都市計画区域の指定は原則一つとして、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいとされている。

しかし、本市の都市計画区域は、都市構造上または地理的特性上、当面はそのまま存続することが望ましいと捉え、2 つの都市計画区域が相互に密接な調整を行い、関係法令等との整合を保つことにより、土地利用の役割を果たしていくものとする。

また、都市計画区域外においては、本市の優良な自然環境を保全するため、開発動向などを的確に把握し、必要に応じて、都市計画区域編入の検討を進めていくものとする。

特に、国道 46 号角館バイパスは、今後、産業・観光路線として多くの交通量が見込まれるなど、地域を取り巻く環境が変化していくことが予想されるため、周辺の土地利用にあたっては、市街地や農村・田園風景との調和に配慮しながら、計画的に利用していくことが望まれる。

### (2) 市街地(用途地域)

角館地区と生保内地区において、現在、用途地域が指定されている範囲を市街地とし、それぞれの市街地の役割などを踏まえ、用途地域をはじめとした地域地区制度や地区計画などを適切に組み合わせながら、土地利用を誘導していく。

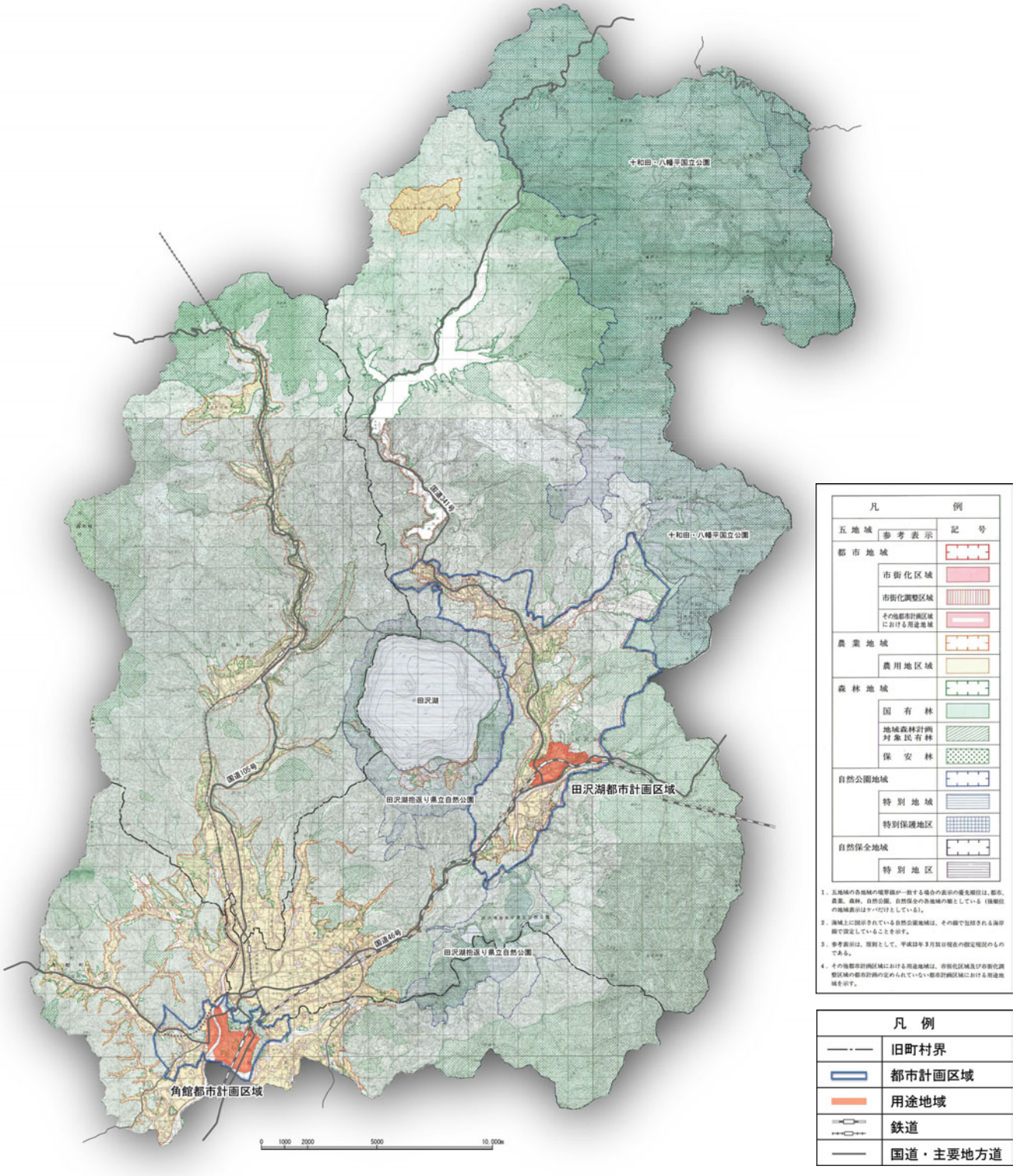


図：都市計画区域と用途地域

## 1-3　都市地域

都市地域の市街地および市街地周辺における土地利用の方針・方策を以下に示す。

### (1) 市街地

市街地は、自然を取り込みながら、ゆとりある生活環境を形成し、快適で利便性の高い都市生活や都市活動を促す環境を形成していく。

市街地では、土地利用の基本的枠組みを設定し、それぞれの役割に基づいて整理する。

#### ①まちなか

まちなかは、地域生活圏に必要な商業施設や生活利便施設が整っている地域として、公共交通ネットワークとの関係を考慮し、角館駅や田沢湖駅周辺に商業・業務、居住機能の更新と集積を戦略的に進める。

角館地区では、江戸時代から残る町割りや武家屋敷などの保存を原則として取り組むものとする。

**＜具体方策（例）＞**

- 中心市街地活性化基本計画の策定
- 都市再生整備計画の策定（まちづくり交付金）

#### ②沿道商業・業務地

沿道商業・業務地は、まちなかの商業・業務機能を補完するとともに、木材加工などの特性に応じた軽工業が展開できる地域として、事業所等を国道 46 号や 105 号沿いに適正配置していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 特別用途地区の指定（準工業地域の補完）

**③工業地**

工業地は、工業の利便の増進を図る地域として、周辺の住環境の悪化を招かないよう用途の混在を防止しながら工業に特化した土地利用を誘導していく。

先達工業団地や西木工業団地などの既存工業団地を有効活用していくとともに、就業の場を拡充するため、新たな用地の確保に向けた調査・検討を進める。

**④住宅地**

住宅地は、住居の専用性が高い地域として、良好な住環境を有する低層の住宅地を形成していく。

既成住宅地については､空き地や空き家を有効活用しながら､土地利用を進めていく。

新規に住宅地を形成する場合は、人口や世帯動向を勘案しながら、計画的に生活基盤を整備し、適正に住宅を誘導していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 地区計画の指定
- 空き家情報バンクの拡充

### (2) 市街地周辺（都市計画区域内で用途地域を除いた地域）

市街地周辺は、集落と農地が調和した地域として土地利用を進めていく。

そのため、農村・田園風景を損ねる施設（例えばパチンコやカラオケなどの娯楽施設等）などは抑制するものとし、地場産業（主に農業・工業・観光業）の振興に資する開発については、周辺との調和を図りながら適正に誘導していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 特定用途制限地域の指定

## 1-4　農村地域

農村地域の土地利用の方針を以下に示す。

農村地域の土地利用は、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などの関連法令に基づく計画との整合性に十分留意して進めていくものとする。

### (1) 農住調和ゾーン（集落・農地）

#### ①集落

集落では、人口減少や少子高齢化が市街地に比べて著しく進行しており、活力の低下が懸念されることから、暮らしの質の向上や交流の拡大を図るため、集落環境や営農環境の適切な維持管理、公共公益施設や観光拠点施設などの柔軟な活用を進めていく。

また、豊かな自然を抱える農村地域へ移住や滞在を促進するため、空き家や遊休農地等を有効活用していく。

#### ②農地

農地は、食料の安定供給や特産品の創出に加え、農村風景の保全の面からも重要であることから、将来にわたり良好な資源として適切に管理し、保全していく。

また、優れた農村風景が広がる地域は、グリーンツーリズムなどの需要が高く、地域経済の活性化につながることから、関係団体と協力して有効に活用していく。

### (2) 環境保全ゾーン（山林・河川・湖等）

十和田・八幡平国立公園や田沢湖・抱返り県立自然公園をはじめとする山林、河川、湖等の自然環境は、美しい風景の創出、水資源の供給、災害防止などの多面的な役割を担い、将来に引き継ぐ貴重な財産として適切に管理し、保全していく。

また、これらの自然資源の環境に十分配慮しつつ、魅力を引き出す観光交流の拠点を育成していく。

玉川温泉郷
乳頭温泉郷
田沢湖高原温泉郷
水沢温泉郷
上桧木内
桧木内
田沢
田沢湖
生保内
西明寺
中川
神代
雲沢
抱返り渓谷
白岩
角館
武家屋敷通り・桧木内川堤
341
105
46
凡　例
地域交流拠点
生活交流拠点
歴史・文化・自然拠点
都市地域（都市計画区域）
市街地
まちなか
住宅地
沿道商業・業務地
公園・緑地
農住調和ゾーン
環境保全ゾーン

図：土地利用の方針

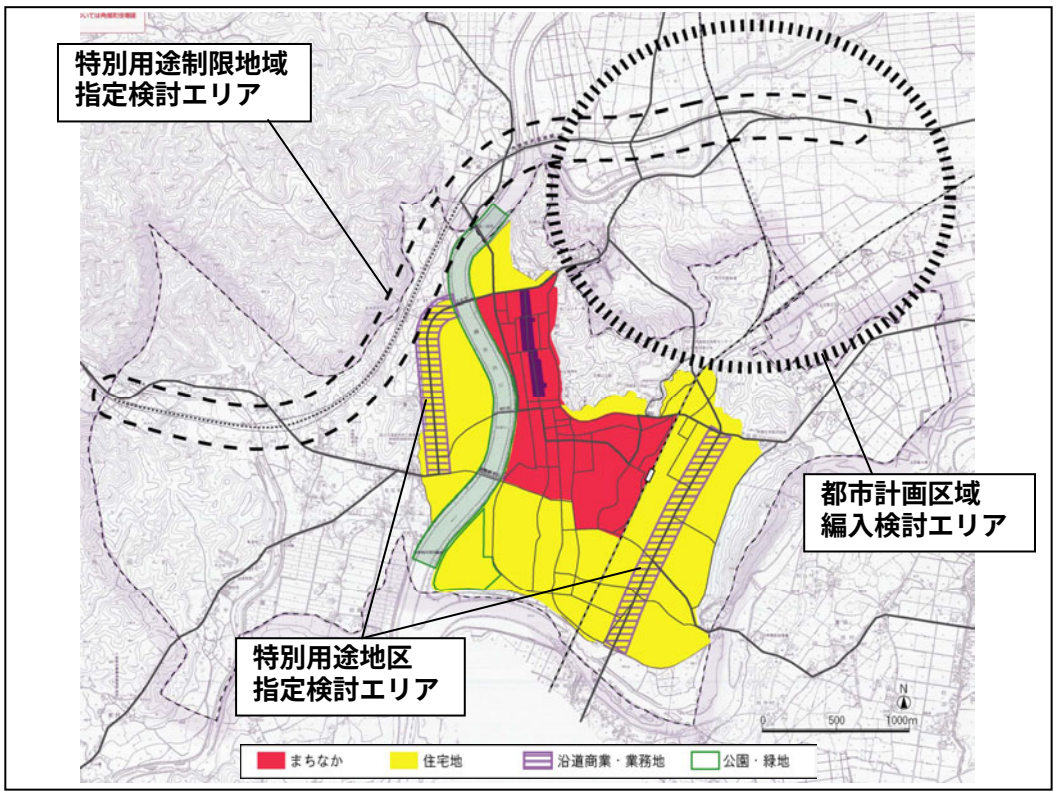


図:角館市街地の土地利用の方針

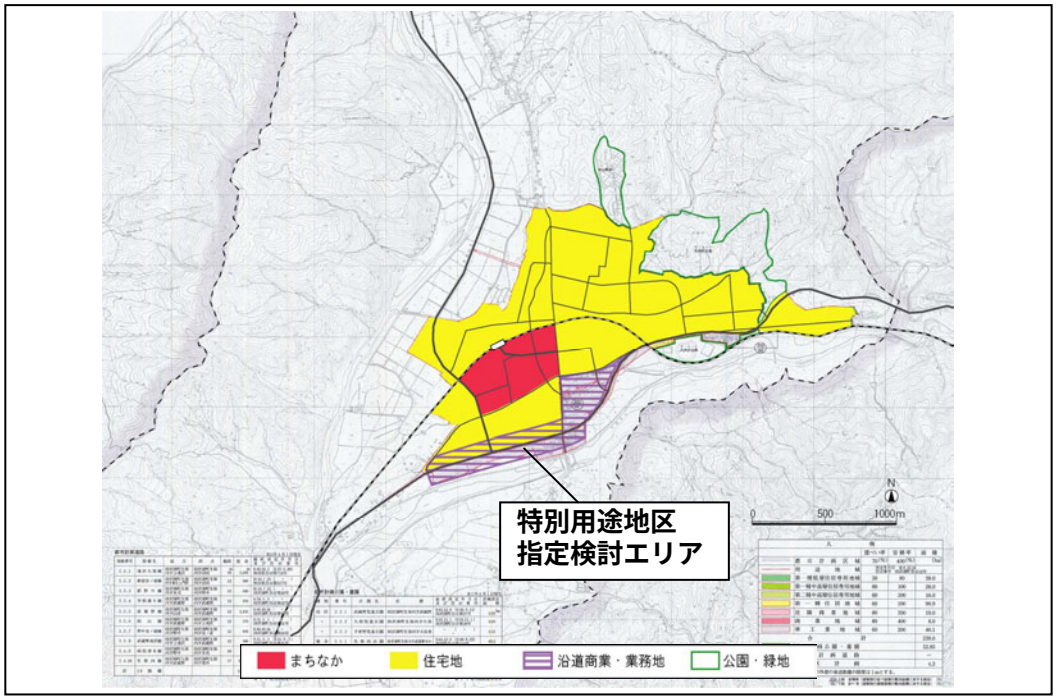


図:生保内市街地の土地利用の方針

# 2　道路・交通

## 2-1　基本方針

### ①都市や農村との連携・交流を促す道路ネットワークの構築

広大な面積を有する本市の生活サービスの確保と、多様な観光交流の展開を図るため、市内外の拠点間のアクセス性を高める道路ネットワークを構築していく。

### ②誰もが利用しやすい公共交通の確保

公共交通は、少子高齢化の進行が著しい本市にとって必要不可欠であり、また、観光客が周遊する交通手段として重要な役割を担っていることから、公共交通の利用環境を改善しながら、公共交通網を再構築していく。

## 2-2　道路

### (1) 広域幹線道路・主要幹線道路

北東北の産業・経済、観光、防災・医療などの連携・交流により、本市のさらなる発展を目指すため、高速道路インターチェンジや秋田新幹線駅等を連絡する広域道路ネットワークを強化していく。

### ①広域幹線道路（地域高規格道路等）

国道 46 号は、国道 13 号・106 号と併せて、日本海沿岸の秋田市と内陸部の盛岡市を経て太平洋沿岸の宮古市を結ぶ、北東北を横断する道路として、一体的な管理と整備を促していく。

国道 105 号・341 号は、大仙市・北秋田市・鹿角市などを結び、秋田県の内陸を縦貫する道路として整備を促していく。

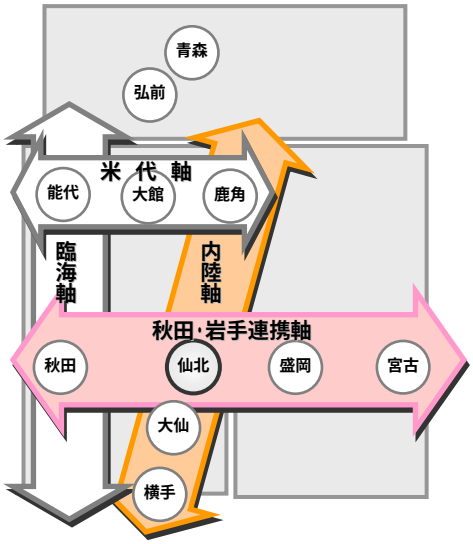


図：広域幹線道路の位置づけ

### ②主要幹線道路

国道 46 号・105 号・341 号の機能を補完し、高めていくため、それらを結ぶアクセス道路の整備を促し、道路のネットワーク化を図る。

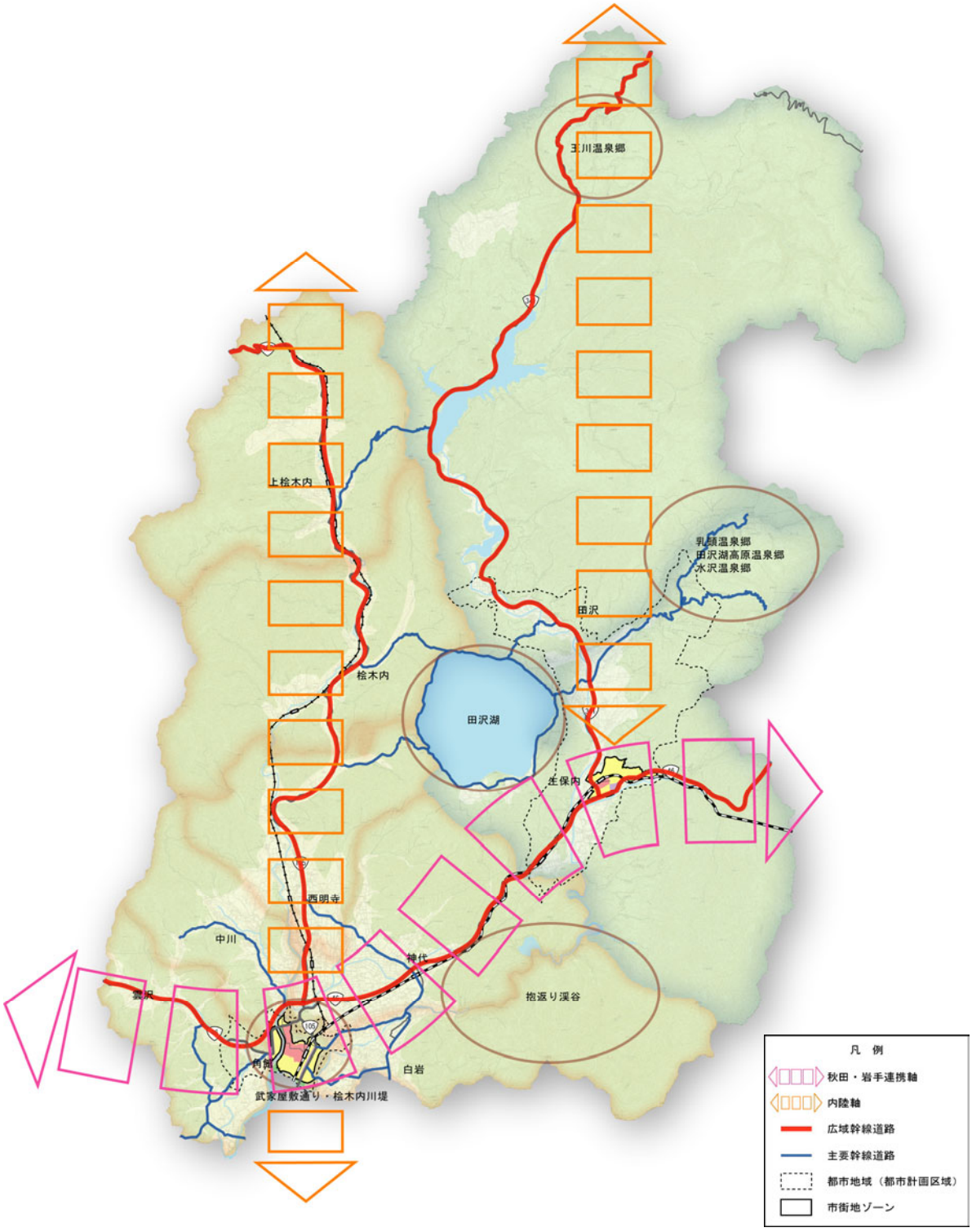


図：広域道路ネットワーク

### (2) 都市幹線道路（都市計画道路等）

市街地の骨格を形成する都市幹線道路は、交通機能だけでなく、防災機能、環境・景観機能、市街地整備誘導機能などの多面的な役割を担っていることから、地域の特性に合った発展を目指し、整備を進めていく。特に、角館は城下町時代に建設された細い路地が数多く残されているため、町割りを保存しながら、歩行者にやさしい道路空間の整備が求められる。

そのため、市街地内の道路の役割を再確認し、必要に応じて都市計画道路を見直し、街路網を再構築していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 都市計画道路整備事業

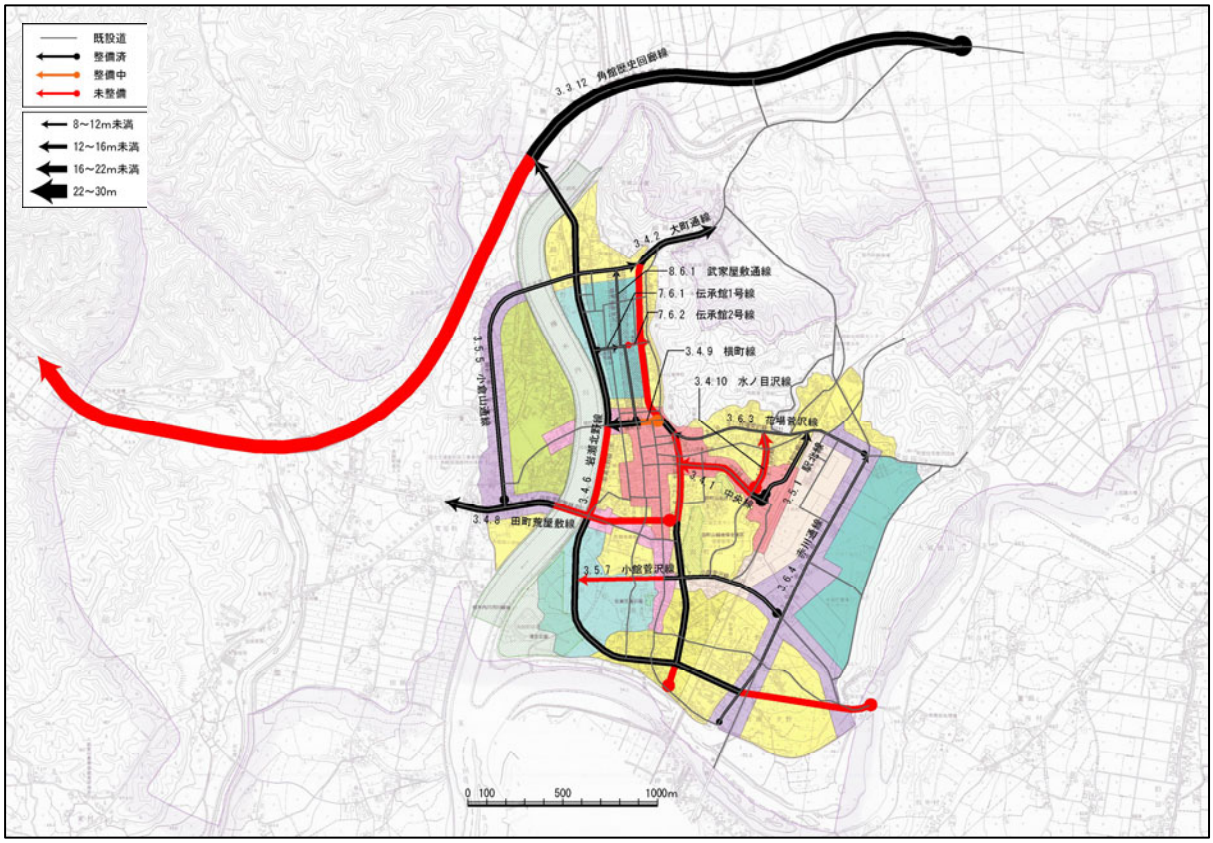


図:角館　都市計画道路計画(平成 20 年度末)

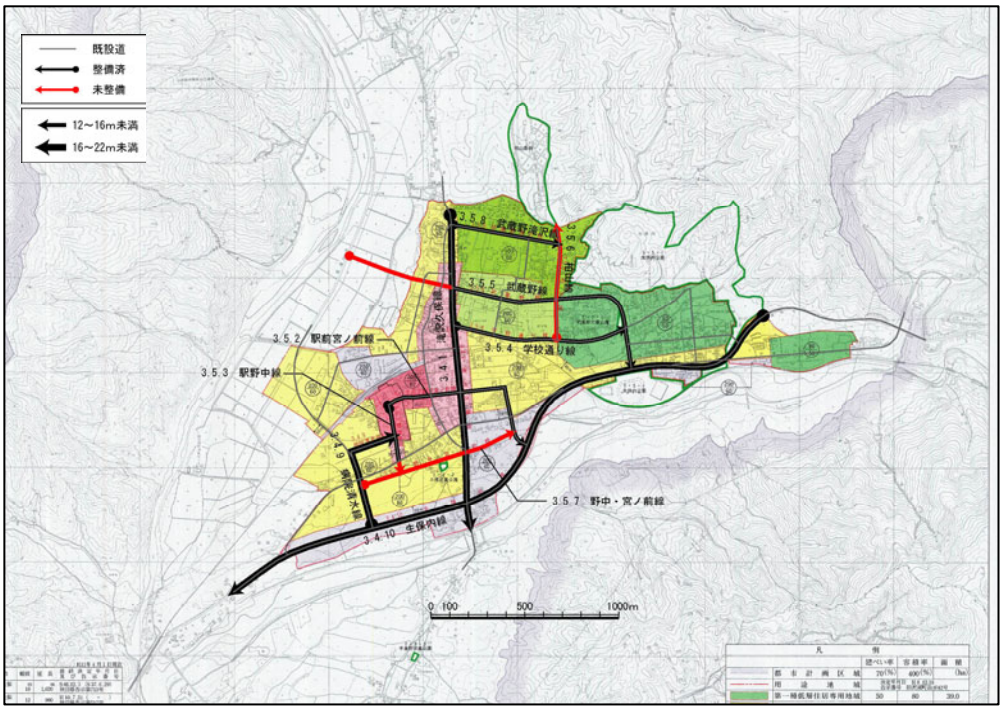


図:田沢湖　都市計画道路計画(平成 20 年度末)

### (3) 生活道路(その他の市道等)

日常生活に密着した身近な生活道路として、幹線道路を補完する補助幹線道路やその他市道の維持管理を地域との協働により進めるとともに、狭あい道路や老朽化した道路を解消していく。

住宅地としての土地利用を進める際は、敷地細分化を抑制するため、地区計画などにより生活道路網を整備する。

### (4) 安心・安全・快適・美しいみちづくり

安心・安全で快適な歩行者ネットワークを構築するため、日常の生活行動や緊急時対応、または観光振興などの総合的な視点により、歩行動線を計画し、自動車交通を的確に誘導しながら、バリアフリーに配慮したゆとりある歩行空間を整備していく。

また、景観に配慮した美しいみちづくりを進め、道路空間上の景観阻害要因の除外に努め、沿道建物や自然環境等と調和を図る。

**＜具体方策（例）＞**

- バリアフリー環境整備事業
- 自動車交通規制
- 屋外広告物規制、無電柱化

### (5) 雪に強いみちづくり

冬季における交通機能の確保と交通事故の防止を図るため、関係機関・団体との連携・協力により、総合的かつ計画的な雪対策を進めていく。

また、子どもの通学路の確保など、地域生活に必要な除排雪については、地域主体による取り組みを奨励し、支援制度などを検討していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 雪対策基本計画等の策定
- ＮＰＯ法人やボランティア団体による除排雪

## 2-3　公共交通

子どもやお年寄りなどの暮らしや、新幹線等を利用する観光客の回遊を支援するため、交通事業者や地域自治組織などとの連携を強化しながら、市街地や集落、観光地を結ぶ公共交通の利用環境を整え、角館駅と田沢湖駅を中心とした公共交通網を再構築していく。

### ①市街地

市街地では、角館駅や田沢湖駅、主要なバス停などから商業施設や生活利便施設へのアクセス性を高める歩行者ネットワークを形成する。

**＜具体方策（例）＞**

- 駅周辺の歩道整備とバリアフリー化
- 駅自由通路の整備

### ②集落

市街地近郊の集落においては、市民バスやデマンド型乗合タクシーなど利用者のニーズに応じた交通手段を導入し、市街地へのアクセスを確保する。

市街地から離れた集落においては、自宅から最寄りの駅やバス停までの交通手段の導入により市街地へのアクセスを確保する。

**＜具体方策（例）＞**

- 市民バス（スマイルバス、たっこちゃんバス）の継続運行
- デマンド型乗合タクシーの導入
- 秋田内陸縦貫鉄道の継続運行
- ＮＰＯ法人等による高齢者輸送支援

### ③観光地

角館駅や田沢湖駅からの観光地までの 2 次交通、さらには市内の観光地間を結ぶ 3 次交通を公共交通により支援していくため、既存の公共交通を有効活用していくとともに、観光シーズンに合わせた期間限定の回遊バスやシャトルバスの導入を検討していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 期間限定の回遊バス・シャトルバスの導入

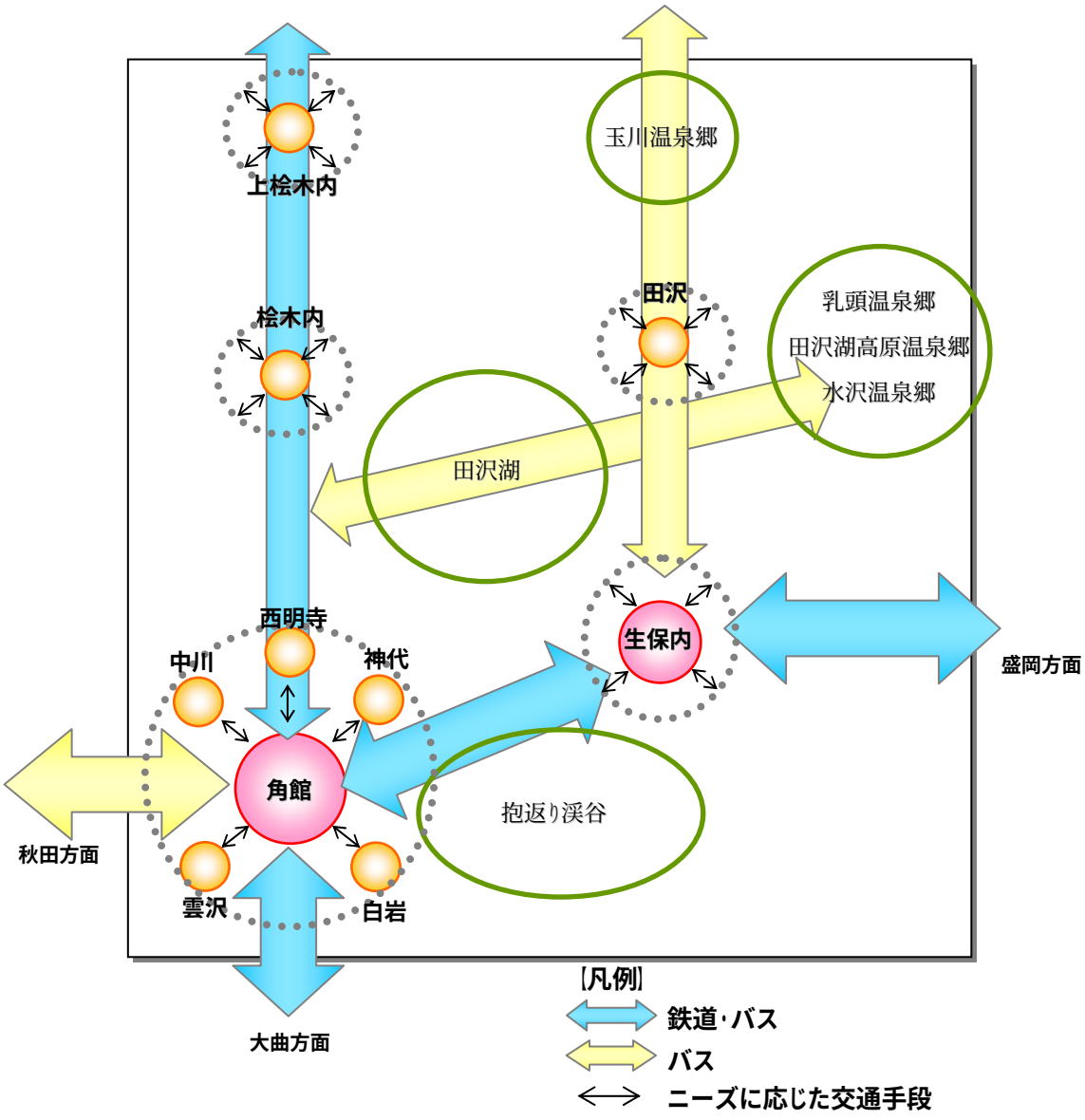


図：公共交通ネットワークのイメージ

# 3　公園・緑地

## 3-1　基本方針

### ①利用ニーズに合った公園・緑地の整備と維持管理

公園・緑地は、子どもからお年寄りまでが、様々な目的をもって利用する施設であるため、利用ニーズに合わせた整備をそれぞれの施設で行い、柔軟な活用を図るとともに市民と協働で維持管理を進めていく。

### ②歴史資源や自然環境を活かした水・緑のネットワークの構築

本市は豊富な歴史資源と自然環境を持ち合わせているため、これらを活かした憩いの場を確保し、水・緑のネットワークを構築していく。

## 3-2　公園・緑地

### (1) 街区公園・広場

街区公園では、遊具施設などの安全管理の徹底や地域による清掃活動の継続により、利用環境を維持していく。

街区公園の中には、利用しづらい場所に立地しているものがあるため、近隣の広場や寺社の境内等の活用により、身近な憩いの場を十分に確保できる場合は、計画の見直しを図るものとし、必要に応じて整備を進めていく。

また、緑豊かな住環境を保全するため、市街地内外に点在する樹林地を計画的に保全していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 都市公園(街区公園)整備事業
- 公園管理協定
- 地域住民による清掃活動
- 旧小・中学校施設の利用促進
- 特別緑地保全地区、風致地区の指定

### (2) 総合公園・交流施設

生保内公園や落合公園では多面的な利用と利用拡大に向けて環境を整えていく。

また、秋田県田沢湖スポーツセンターやサボーカルチャーパークなどと合わせて、大会やイベント、スポーツ合宿などによる活用を促していく。

また、冬季中も利用できる施設の確保を検討するとともに、屋外でも楽しめるイベントを開催するなどの工夫をしていく。

**＜具体方策（例）＞**

- 都市公園(総合公園)整備事業
- 団体・サークルなどとの協働管理

### (3) 自然公園・農村公園

十和田・八幡平国立公園や田沢湖・抱返り県立自然公園をはじめ、その他農村公園、河川・ダム公園などにおいては、関係法令と連動して自然環境の保全を図りながら、活用を促していく。

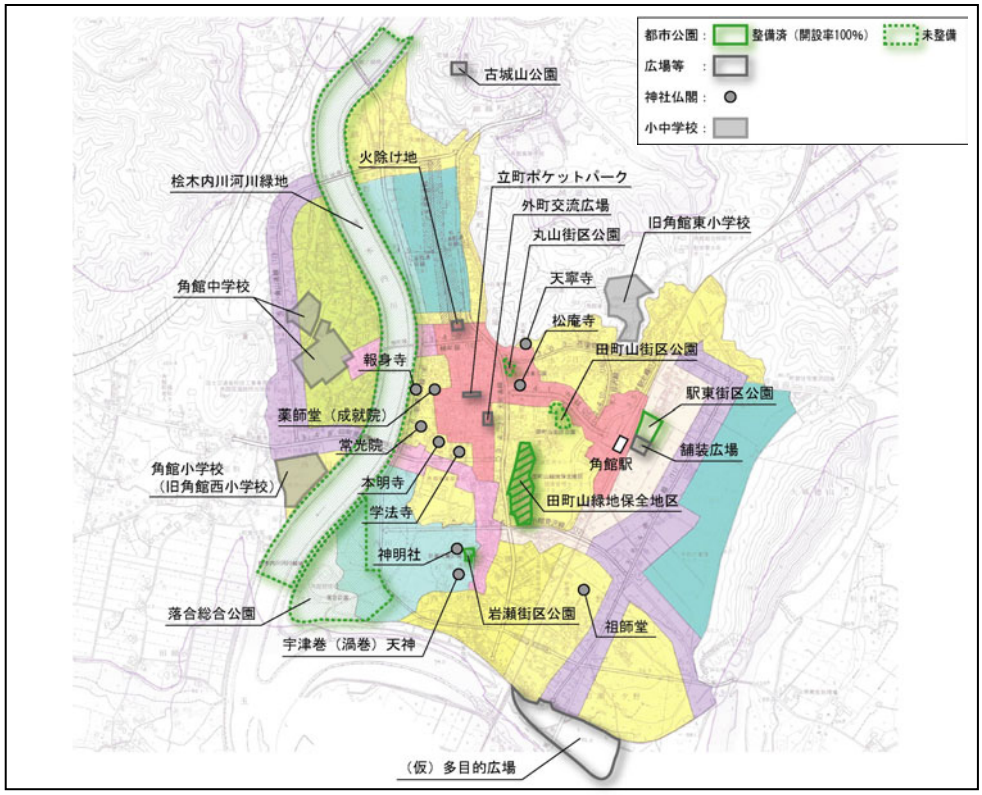


図：角館　公園緑地計画（平成 20 年度末）

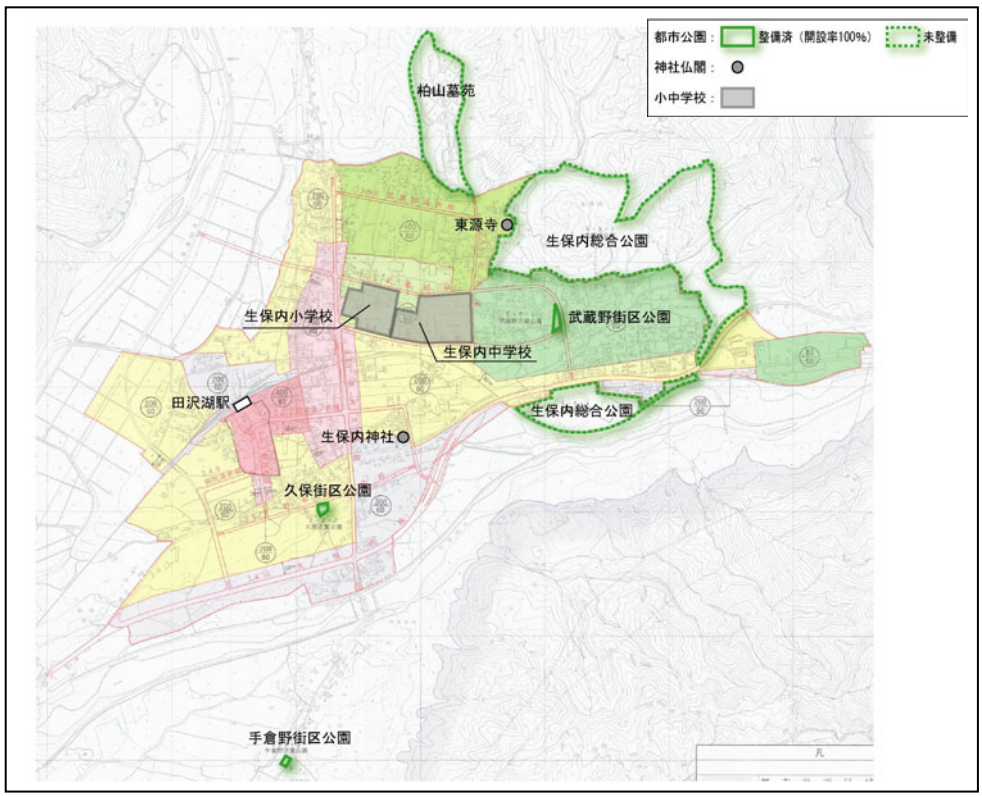


図：田沢湖　公園緑地計画（平成 20 年度末）

# 4　水道・生活排水処理

## 4-1　基本方針

### ①水道水の安定供給

水道施設は最も基本的な施設であり、良質な水道水を市民に等しく安定的に供給するための整備を図る。

### ②人・まち・自然にやさしい生活排水処理

生活排水処理は、生活環境の改善や湖や河川などの公共用水域の水質保全など、幅広い役割を担っているため、生活排水処理施設の整備を進め、体系化を図る。

## 4-2　水道施設

水質の安全性を確保し、需要に対応するため、計画的な施設整備・管理を図る。

特に神代地区などの農村地域において水道未普及地域がみられるため、早急に整備を進めていく。

## 4-3　生活排水処理施設

### (1) 公共下水道

公共下水道整備計画に基づき、土地利用の動向にあわせた整備と老朽化した施設等の適切な維持・管理を図る。

また、公共下水道整備による効果などについての情報提供に努め、地域住民の理解を得ながら公共下水道への加入を促進し、水洗化を進めていく。

### (2) 農業集落排水施設

公共下水道事業との整合を図りながら農業集落排水事業を進める。特に、田沢や神代などの生活の核となる集落においては、住民ニーズや農地の利用状況を把握して事業化検討を行う。

### (3) 合併処理浄化槽

公共下水道事業区域や農業集落排水事業区域、林業集落排水事業区域、簡易排水処理施設整備事業区域以外の集落については、合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理の体系化を図る。

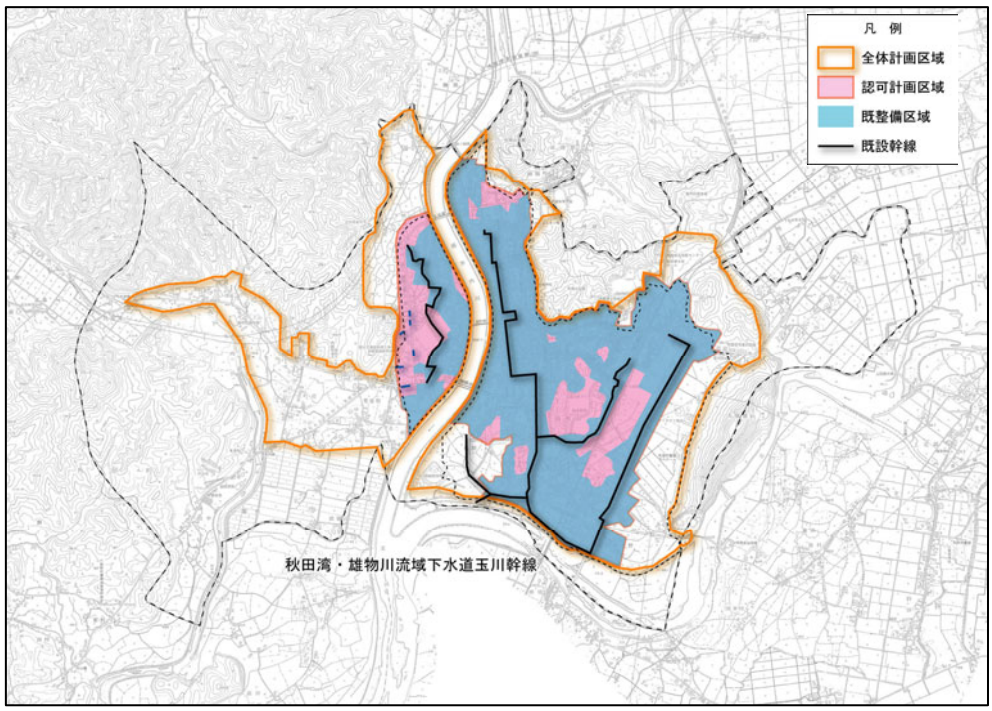


図:角館　公共下水道整備計画(平成 20 年4月)

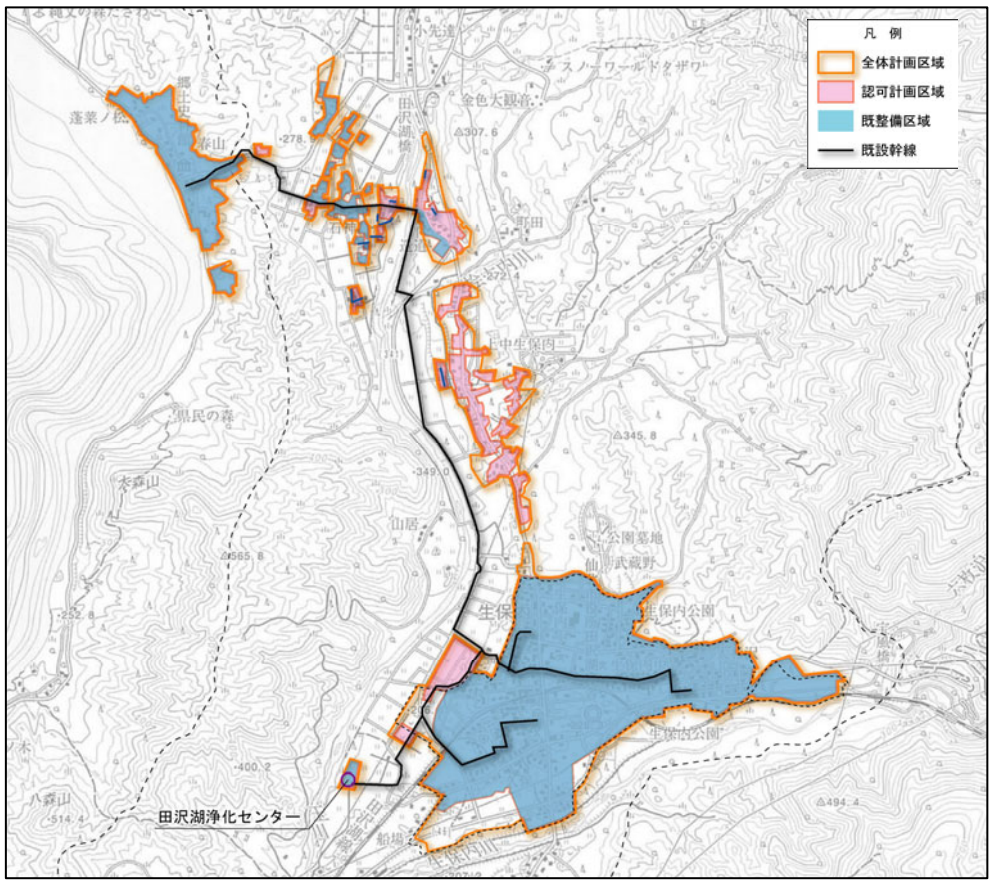


図:田沢湖　公共下水道整備計画(平成 20 年4月)

# 5　景観

## 5-1　基本方針

### ①計画的な景観形成と保全

本市の個性豊かな景観は、生活環境の快適性の向上、郷土への愛着や誇りの醸成、地域コミュニティの形成、観光交流の促進などにつながるものであるため、計画的に保全し、良好な景観を形成していく。

### ②多様な主体の理解と協力の促進

景観を構成する森林や農地、建物などはそれぞれ所有者が異なるが、これらがつむぎあって生み出される景観を、本市の財産として後世に残していくため、市民や事業者、行政などが互いに理解し、協力していく。

## 5-2　景観

### (1) 景観形成および保全の計画

これまでの旧町村による景観に関する取り組みを踏まえ、新市として一体的かつ重点的に景観形成および保全を推進するため、景観法や文化財保護法などの制度を関係法令等との連動を図りながら積極的に活用し、市全体の景観形成・保全のための指針や地区の特性に適したルールや体制づくりを進める。

**＜具体方策（例）＞**

- 景観計画（景観法）
- 重要伝統的建造物保存地区保存計画（文化財保護法）（見直し）

### (2) 市街地景観

市街地内の景観は地域によって様々な顔を見せていることから、住環境や商業環境など各地域の機能の向上に資する良好な景観を形成していく。

#### ①まちなか

まちなかは多くの人々が訪れることから、にぎわいを創出し、商店街等の活性化につながるよう、本市の象徴となる景観を形成していく。

そのため、建物や看板等においては、自然や歴史を感じさせる形態や色彩を用いるよう促し、統一性と連続性を確保していく。

また、身近な緑である里山などを保全するとともに、市街地からの眺望景観の維持に努め、生活環境に自然をうまく取り込んでいく。

**＜具体方策（例）＞**

- 景観地区・景観協定（景観法）

**②住宅地**

住宅地は多くの人々が暮らしていることから、住環境や地域の連帯感の向上につながるよう、花や緑などに包まれた美しい町並みを形成していく。

そのため、ゆとりある区画の形成を促すともに、道路に面した敷地の緑化や空き地の管理など、地域主体の取り組みを推奨していく。

**＜具体方策（例）＞**

- 地区計画
- 緑化協定

**③歴史的市街地**

角館地区は、城下町として基礎が築かれ、今もなお武家屋敷通り周辺に名残を色濃く残す歴史的市街地が形成されている。武家屋敷以外にも歴史的な建造物や蔵などが市街地内に点在しており、それらが生活の中に融け込み、潤いとやすらぎを与え、全国有数の観光地を形成している。

そのため､武家屋敷通りを中心として選定されている重要伝統的建造物の保存強化や、周辺地域における適正な町並み形成、風情ある街路・路地空間の創出、背景の自然環境の保全、さらには地域住民主体の継続的な防災活動、環境美化活動など総合的に取り組んでいく。

**＜具体方策（例）＞**

- 重要伝統的建造物群保存地区保存計画（文化財保護法）（見直し）
- 景観地区・景観協定（景観法）
- 歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり法）
- 「角館伝建群保存地区の町並みを守る会」等などによる継続活動

### (3) 農山村・田園風景

秋田内陸縦貫鉄道や田沢湖畔、その他観光地へのアクセス道路から望む雄大な農山村・田園風景を保全する。このような自然に溢れた地域では、眺望の確保と風景との調和に十分配慮し、景観法や秋田県屋外広告物条例などを積極的に活用して、規制誘導を進めていく。

**＜具体方策（例）＞**

- 農用地(農振法)・保安林(森林法)・自然公園区域(自然公園法)の保全(継続)
- 景観計画区域、準景観地区（景観法）
- 禁止路線の追加（秋田県屋外広告物条例）
- 景観保全型広告整備地区、広告物協定地区（秋田県屋外広告物条例）